

資料 1

令和 4 年 1 月 20 日

# 奨学金制度に関する最近の施策

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえた対応	2
2. 給付奨学金の拡充（高等教育の修学支援新制度）	4
3. 令和2年度奨学金事業採用状況	5
4. 令和4年度奨学事業予算案の概要	6
5. 所得連動返還方式	7
6. マイナンバー（個人番号）の収集と利用	10
7. スカラシップ・アドバイザー派遣事業	11
8. 進学マネー・ハンドブック、進学資金シミュレーター、奨学金貸与・返還シミュレーション	13
9. 都道府県等との連携	14
10. 学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開	15

## 貸与奨学金

### ✓ 返還期限猶予制度の特別対応（猶予10年取得済者への特例対応）

- ・ 猶予制度（経済困難事由等）を上限（通算10年）まで利用した者についても申請可。1度につき最大12か月延長可。  
※令和2年1月～令和3年3月を返還期日とする債権を対象。  
※その他、令和2年度においては、家計の急変等により申請する者に対し、証明書類の後日提出を可能とし振替を停止する対応を実施した。

### ✓ 緊急特別無利子貸与型奨学金の創設

- ・ アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対して、緊急的に有利子奨学金を実質無利子で貸与（利子を国が補填）。

### ✓ 家計急変世帯への対応（緊急採用・応急採用）

### ✓ 最高学年でやむを得ず卒業延期となった学生等への支援

- ・ 就職の内定取消し等でやむを得ず、翌年度も在学する学生等で、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金の必要性を認められた場合は、第二種奨学金の貸与期間を最大1年延長。

### ✓ 休学中の学生等への支援

- ・ ボランティアに参加する等、学びの複線化を理由として休学する学生等で第二種奨学金の貸与を受けている場合は、休学期間中も最大1年間貸与を継続。
- ・ 第二種奨学金の貸与を受けていない場合には、新たに申込みを受付。

### ✓ 貸与奨学金の期日前交付【令和3年度】

- ・ 既に機構の貸与奨学生として採用されている者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業料や施設利用料をはじめとした学生納付金の納付や、その他学生生活に必要な経費等のまとまった資金が必要な場合に、申請があった者に対し、令和3年7月の貸与奨学金振込日に8月分及び9月分を、令和3年12月の貸与奨学金振込日に令和4年1月及び2月分を前倒して振り込む支援を実施。

など

## 給付奨学金

### ✓ 家計急変世帯への対応（家計急変採用）

- ・ 生計維持者の死亡、事故・病気による休職、失職、被災等により家計が急変した場合に、申込を受付。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて家計が急変した場合を、家計急変事由（D）の対象に追加。

A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡
B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）
D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 (1) 上記A～Cのいずれかに該当 (2) 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

## その他

### ✓ 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』【令和2年度】

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少等により学生生活の継続に支障をきたす学生等を緊急に支援するため、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』制度が創設された。
- ・ 家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が大幅に減少することで、大学等での修学の継続が困難になっている学生等に対し10万円（住民税非課税世帯については20万円）を支給した。
- ・ 既存の支援制度と連携を図り、上記学生等を取り巻く経済環境の激変への対応とともに新型コロナウイルス感染症の長期化も見据えた「学びの継続」のためのこれまでの支援策と連携し対応した。

## 2. 給付奨学金の拡充（高等教育の修学支援新制度）

### 高等教育の修学支援新制度（令和2年4月より開始）

- 【対象となる学校種】 国又は自治体による要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
- 【対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
- 【支援の内容】 給付奨学金の支給 及び 授業料等減免（JASSOはこのうち給付奨学金の支給を担当）
- 【その他】 第一種奨学金（無利子）と併用する場合、第一種奨学金の貸与月額が調整される

#### 給付月額の例

区分（高専除く通常の課程）		給付月額※
国公立	自宅生	9,800～29,200円
	自宅外生	22,300～66,700円
私立	自宅生	12,800～38,300円
	自宅外生	25,300～75,800円

※支援の区分は、毎年、家計に係る基準に照らして見直され、給付月額が変動したり、支給が止まることもある。

#### 対象者の主な要件（基準）

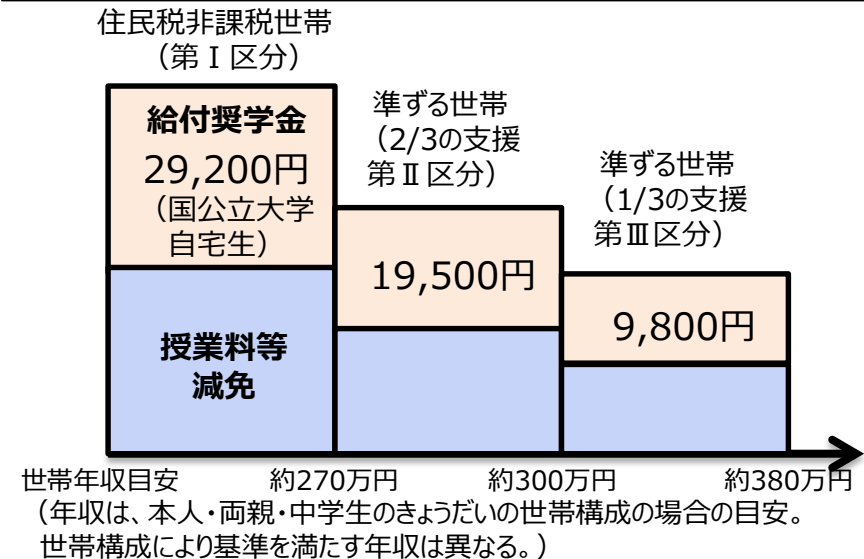
##### （1）家計に係る基準

収入基準と資産基準について、いずれも一定額以下であること。

##### （2）学業等に係る基準

評定平均値が3.5以上であること 又は 学習意欲等が確認できること（高校生等が予約採用に申し込む場合）。

#### 【収入基準による支援の区分と給付月額のイメージ】



### 3. 令和2年度奨学金事業採用状況

#### ■ 給付奨学金

##### ◆ 給付奨学金の採用状況

(単位：人)

区 分	令和2年度
給付奨学金	272,179

#### ■ 貸与奨学金

##### ◆ 第一種奨学金の採用状況

**193,517人**（前年度比 **1,911人の減**）

##### ◆ 第二種奨学金の採用状況

**254,215人**（前年度比 **23,262人の増**）

(単位：人)

区 分	令和元年度	令和2年度	比較増△減
第一種奨学金	195,428	193,517	△ 1,911
第二種奨学金	230,953	254,215	23,262

## 4. 令和4年度奨学事業予算案の概要

### 予算額

(単位: 億円)

区 分		令和3年度	令和4年度予算案	比較増△減	
事業費合計 (A+B+C)		12,273	11,671	△ 601	
給 付	事業費総額 (A)	2,341	2,525	184	
	財源 学資支給金補助金	2,341	2,525	184	
(無 利 子 種 )	事業費総額 (B)	3,099	2,949	△ 151	
	財 源	政府貸付金	1,036	1,015	△ 21
		財政融資資金	92	63	△ 29
		民間資金借入金	52	2	△ 49
		返還金等	1,920	1,869	△ 51
(有 利 子 種 )	事業費総額 (C)	6,832	6,198	△ 634	
	財 源	財政融資資金	6,117	5,786	△ 331
		財投機関債	1,200	1,200	0
		民間資金借入金	2,005	1,679	△ 326
		借入金償還等 (返還金)	△ 2,490 (5,654)	△ 2,467 (6,288)	23 (634)
利子補給金		1	1	0	

### 予算人員

(単位: 万人)

区 分	令和3年度	令和4年度予算案	比較増△減
合 計	177.8	182.5	4.7
給 付 奨 学 金	50.4	59.5	9.0
第 一 種 奨 学 金	50.9	50.5	△ 0.3
第 二 種 奨 学 金	76.5	72.5	△ 4.0

※予算額及び予算人員の合計及び増減は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

## 5. 所得連動返還方式（1 / 3） ①概要

### 1. 所得連動返還方式とは

- 返還月額が、前年の所得（課税総所得金額）に応じて変動する方式

【返還初年度】 原則、定額返還方式の返還月額の半額

※ 経済的事情により返還困難な場合は、願出により最低返還月額（2,000円）での返還が可能

【2年目以降】 前年の所得に応じた返還月額（課税対象所得の9%÷12の金額）

### 2. 適用条件

- 平成29年度以降、第一種奨学生に採用された者であること
- 機関保証を選択していること
- マイナンバーを提出していること

### 3. 選択の時期

- 申込時に「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のいずれかの返還方式を選択
- 貸与中は返還方式を変更可能、貸与終了後は定額返還方式から所得連動返還方式への変更のみ可能

### 4. 新規採用者の選択状況

- 令和元年度末時点…15.2%
- 令和2年度末時点…21.1%

※上記の選択状況は、各年度において新たに採用された第一種奨学金の奨学生を母数とした選択率である。

母数には、所得連動返還方式を選択できない人的保証の者を含む。



# 5. 所得連動返還方式（2 / 3）②返還月額イメージ

## モデル

第一種奨学金を私立・大学・自宅生として4年間利用した場合 → 貸与総額 2,400,000円 (50,000円 × 48月)

### 1. 定額返還方式の返還例

**返還月額・返還期間は貸与総額によって決定**

返還月額…13,333円      返還期間…180月（15年）

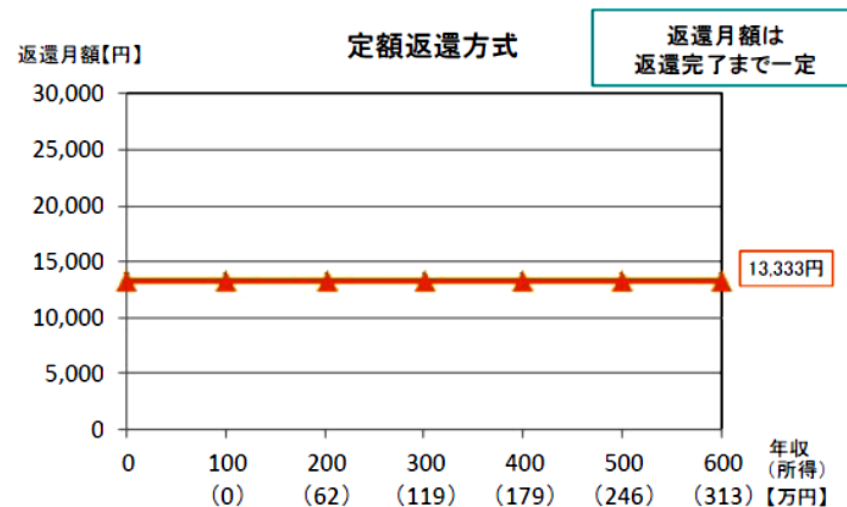
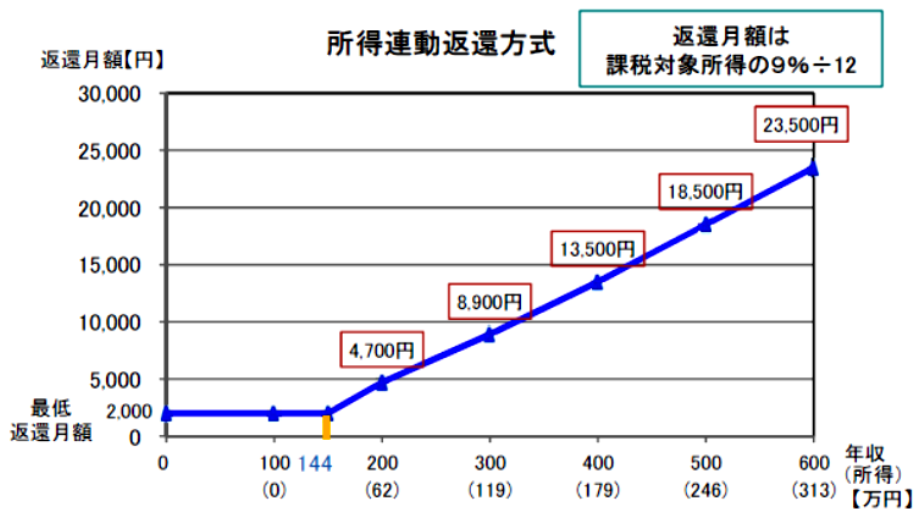
### 2. 所得連動返還方式の返還例

**返還月額・返還期間は前年の所得に応じて変動**

【返還初年度】 原則、定額返還方式の返還月額の半額 (13,333円 / 2 = 6,666円) (小数点未満切捨て)

※経済的な事情により返還が困難な場合は、願出により最低返還月額 (2,000円) での返還が可能

【2年目以降】 前年の所得に応じた返還月額 (課税対象所得の9%を年額とした月割の金額)

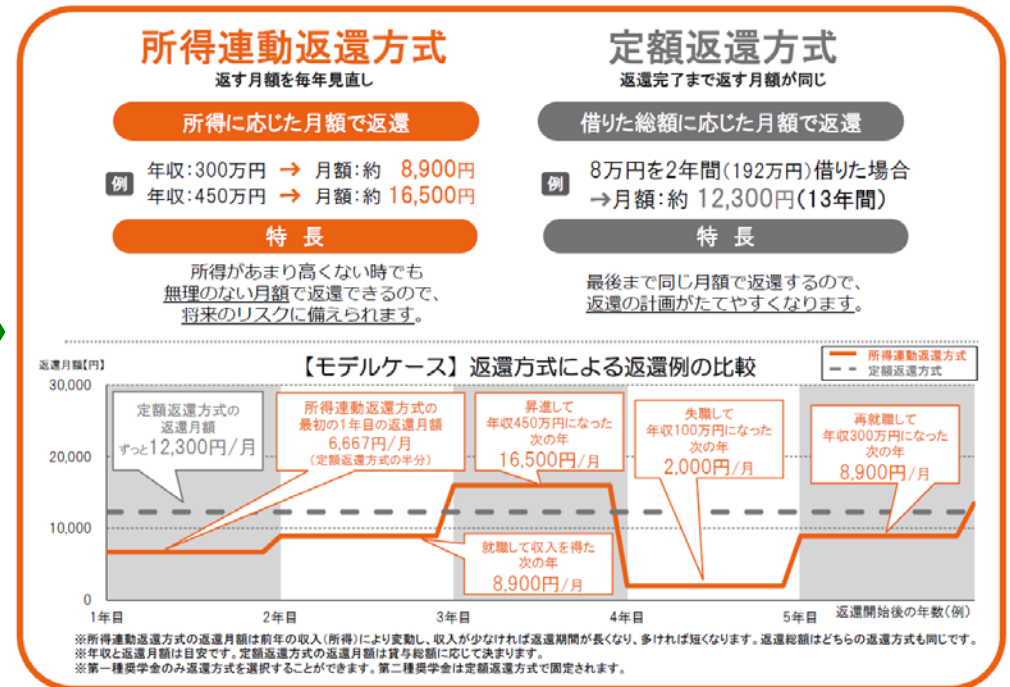
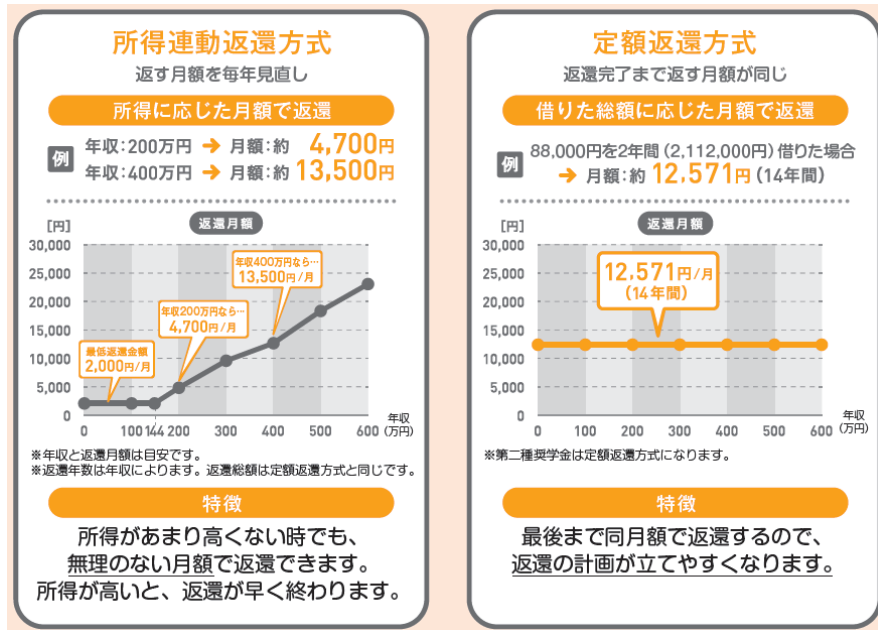


# 5. 所得連動返還方式（3 / 3）③イメージ図の見直し

## 返還方式に係るイメージ図の見直し

- ✓ 各種案内等に掲載する返還方式に係るイメージ図について、制度を正しく理解したうえで返還方式を選択することができるよう、見直しを行った。
- ✓ 見直し後のイメージ図については、順次、奨学金案内等への掲載を行っている。

<例> 貸与奨学金案内（大学院予約）より抜粋



【2021年度進学者用】

【2022年度進学者用】

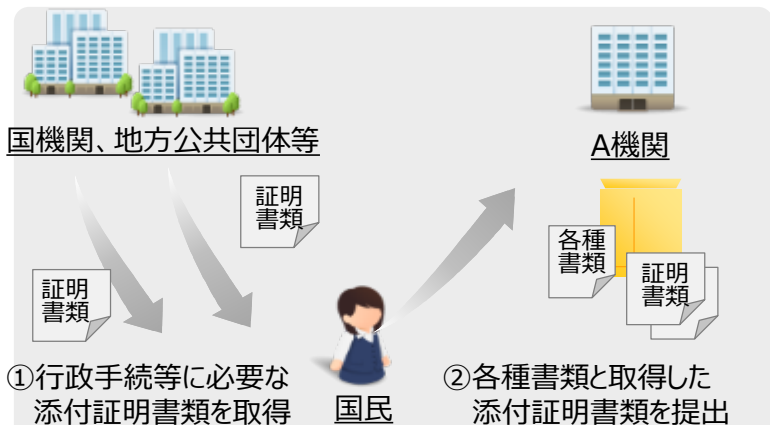
## 6. マイナンバー（個人番号）の収集と利用

### マイナンバー（個人番号）制度

- ・国民の利便性向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現のために導入された制度。
- ・JASSOも法令の範囲内でマイナンバーを収集し、利用することが認められている。
- ・これにより、奨学生（返還者）はこれまで各種手続きに必要な証明書類の一部の提出を省略できる。  
JASSOでは、紙の証明書類に代わって得た情報を機械的に処理し、効率的な事務処理を行うことができる。

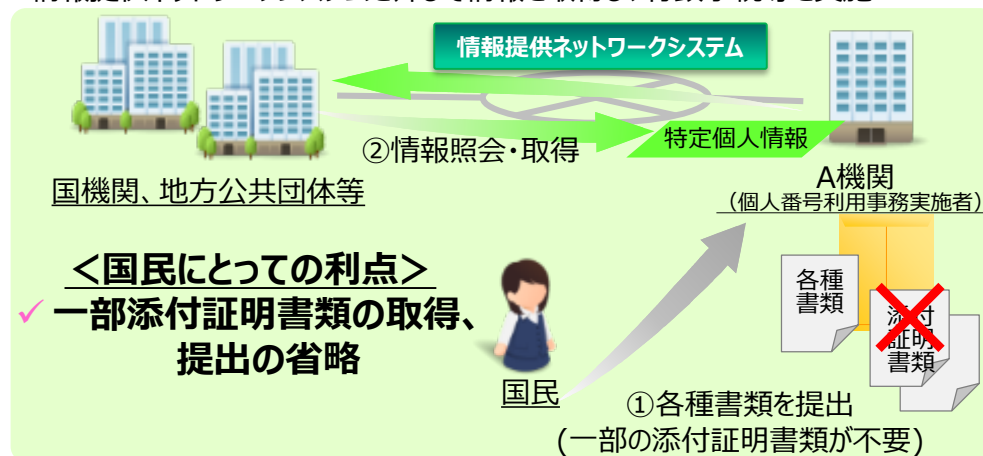
#### 従前

国民から添付証明書類を取得し、行政手続等を実施



#### マイナンバー制度の導入

情報提供ネットワークシステムを介して情報を取得し、行政手続等を実施



### JASSOで活用している事務処理の例

- ①採用：申込者本人（給付奨学金のみ）、生計維持者の所得等の情報を、貸与奨学金や給付奨学金の採用の審査に利用
- ②適格認定：給付奨学生やその生計維持者の所得等の情報を、給付奨学生の支援区分の見直しに利用
- ③所得連動返還方式：返還者やその扶養者の所得の情報を割賦額の算定に利用
- ④減額返還・返還期限猶予：返還者本人の所得等の情報を経済困難事由等の審査に利用
- ⑤住所調査等：住所不明者が生じた場合等に、最新の住民票情報の取得に利用

※マイナンバーを含む情報の取扱いについては厳格に法令で規定されており、予め認められた範囲でのみ利用することができる。

なお、学校等がマイナンバーを取り扱うことはできない。

# 7. スカラシップ・アドバイザー派遣事業（1 / 2）

## 目 的

スカラシップ・アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）が

- 進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安を軽減させる。
- 高校生やその保護者などが、安心して奨学金を利用するための知識を提供する。

## 概 要

JASSOが、高等学校等や大学等、あるいは、P T Aや教育委員会、社会福祉団体等からの申込みに基づき、高校生やその保護者を対象とした学校行事等にアドバイザーを派遣し、進学のための資金計画の説明や奨学金の説明を行う「奨学金等進学資金ガイダンス」を開催する。

ファイナンシャル・  
プランナー（FP）



受講

養成プログラム



修了者を認定

スカラシップ・  
アドバイザー

（2年毎に更新）



派遣

高等学校等、大学等

## 活 用 例 ・ プ ロ グ ラ ム

学校主催 : 高等学校等における進学説明会、大学等でのオープンキャンパス

その他主催 : P T Aや教育委員会での進学説明会、社会福祉協議会の進学資金説明会、児童養護施設等における進学を考える在学者向け説明会

（参考）派遣実績 平成29年度 181件、平成30年度 597件、令和元年度 807件、令和2年度 271件、令和3年度 234件（令和3年12月1日時点）

所要時間	「奨学金等進学資金ガイダンス」内容
30～90分程度	<b>全体説明</b> ・大学等への進学のための資金計画(奨学金事業の概略の説明を含む。)の説明 ・資金計画の作成方法の説明(参加者による資金計画の作成を含む。) ・質疑応答
30～90分程度 (※「全体説明」50分以上での申込みで、 希望がある場合に限る。)	<b>個別相談</b> ・資金計画の作成への助言等 ・質問対応等

## オンライン版ガイダンス

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度からアドバイザー派遣の代替として、音声説明付きスライドを動画配信するオンライン版ガイダンスを実施。

令和3年10月より大学等に在学する学生についても実施。在宅でも受講が可能、配信期間中は何度でも視聴ができるのがメリット。

（参考）オンライン版実績 令和2年度：724件、令和3年度：323件（令和3年12月1日時点）

### （1）事業拡大に向けた取組、サービス向上に資する取組

- 大学等における高校生を対象にしたオープンキャンパス等への派遣に加え、社会福祉協議会や児童養護施設等の福祉団体への派遣を引き続き行った。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年度よりオンライン版ガイダンス（音声説明付きスライドの配信）を実施。学校担当者宛「事務連絡メールマガジン」や、iFAX等を活用し周知を図った。
- オンライン版ガイダンスの実施期間中も、新型コロナ感染症の影響が少ない地域では派遣でのガイダンスを継続して実施した。
- 大学等に在学する学生について、奨学金制度やマネー・プランについて理解を深めてもらうために、オンライン版ガイダンスを実施した。（令和3年10月より開始）

### （2）令和3年度スカラシップ・アドバイザー更新プログラム

- 令和3年7月1日から8月30日の期間にe-ラーニングにより実施（対象者 令和元年度更新プログラム認定者1,906名）
- この更新プログラムにより、1,436名を認定
- 令和2年度認定者と合わせ、登録スカラシップ・アドバイザーは1,737名（令和3年12月1日時点）

### （3）令和3年度ガイダンス実施件数（令和3年12月1日時点）

- 557件（派遣 234件、オンライン版 323件）
  - ＜派遣ガイダンス 学種等別内訳＞  
高校等：172件 大学等：47件 その他（法人等）：15件
  - ＜オンライン版ガイダンス 採用方法別内訳＞  
予約採用（高校生等対象）：196件 在学採用（大学生等対象）：127件
- （参考） 平成29年度：181件、平成30年度：597件、令和元年度：807件、令和2年度：995件（派遣271件、オンライン724件）  
※平成29年度～令和元年度は派遣のみ



## 進学マネーハンドブック

- 高等学校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学・短期大学・専修学校への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう、必要な情報をイラストや図で分かりやすく説明した冊子。
- 冊子を読み進めることで、進学等のためのマネープランの考え方の概略から、マネープランの立て方、実際に奨学金を利用する方法までが理解できるようになっている。



## 進学資金シミュレーター

- WEB上で必要事項を入力することにより、進学のための資金計画を立てる際のシミュレーションを行えるシミュレーター。
- 次の2種類のシミュレーションがある。
  - ・学生生活費シミュレーション  
例示された平均的な費用を参考に学生生活を送るための収入と支出を入力することにより、必要な経費について理解を深めることができる。
  - ・奨学金選択シミュレーション  
保護者の年収、世帯構成、きょうだいの就学状況等を入力することにより、利用可能な奨学金を診断できる。



## 奨学金貸与・返還シミュレーション

- 貸与月額等の条件を設定し、返還総額・返還回数等を試算することができる。



### (1) 高等学校の教員等を対象とした説明会の開催

大学等進学前に奨学金を申し込む高校生等に対し、新たな給付奨学金制度の周知及び奨学金制度や手続き等にかかる理解の増進や貸与奨学金の返還意識の涵養を図るため、各都道府県の教育委員会等との共催または機構主催の高校教員等を対象とした説明会等を例年3月～5月頃に実施していたが、今年度は、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を考慮し、説明会の開催及び職員派遣については見送ることとした。

なお、奨学金に関する説明資料は引き続き作成し、都道府県の教育委員会等主催会議への資料配付及びオンラインによる説明に協力するとともに、学校担当者ホームページに説明資料を掲載し、高校等に対し、参照いただくよう案内した。

### (2) 地方公共団体の返還支援が拡大

- 各県独自の施策として返還支援の取組の状況

平成27年度 第1号：山口県                      令和3年11月現在                      26都県、65市町村

- ① 各県（基金設置団体）と情報のやり取りのため、機構ホームページに「会員ページ」を開設。（平成26年度～）
- ② 機構ホームページから希望のある県、市のホームページへのリンク。

### (3) 企業の返還支援（代理返還）の実施（令和3年4月より開始）

- 代理返還制度の利用状況                      196社（令和3年12月1日現在）

- ① 企業と情報のやり取りは、上記（1）で開設した「会員ページ」で実施。
- ② 機構ホームページから希望のある企業のホームページへのリンク。

- 機構ホームページ上に平成29年4月より情報公開を開始（平成27年度末時点の情報）。
- 令和3年7月に、令和元年度末時点のデータに更新。

## 【情報公開の目的】（機構ホームページより）

（独）日本学生支援機構（以下、機構）奨学金には多額の公的資金が投入され、貸与を受けた方からの返還金と併せて、次の世代の奨学生に奨学金を貸与するための資金として活用され、多くの学生を支えています。

次の世代の学生にしっかりと奨学金をつないでいくためにも、返還者となった奨学生が延滞状態にならないようにすること、また仮に延滞状態となってしまった場合であっても、その状態が長期間に及ばないようにしなければなりません。

そのためには、各学校と機構が連携・協力し、奨学生に対して、借り過ぎることなく適切な貸与額を選択させるための指導、返還意識の涵養、返還が困難になった際の救済措置に対する理解を深める等、在学中の指導を徹底することが何よりも大事なことです。

学校毎の貸与及び返還状況に関する情報の公開は、各学校と機構との連携・協力による取組の成果を広く社会に明らかにすることを通じて、独立行政法人として納税者たる国民の皆様への説明責任を果たすとともに、各学校におけるこれらの取り組みを支援することを目的としています。

なお、ここで明らかになる情報は、各学校の一側面を表しているもので、状況を相対的に比較できるものではないことにご注意ください。